

## 第9回 内部環境監査は「対話」を大切に

「監査」には、「査察や内部告発」のようなイメージが付き纏う。犯人探しや責任追及が監査であるような誤解もあり、客観的で公平な監査が上手くいかない企業や地方自治体は少なくない。

内部告発そのものは、当該組織関係者の不正や不当行為を、関係者が当局に正直の伝える好意であり、社会正義に適ったものだが、この関係者が組織に対する裏切り者のような扱いを受ける傾向にあるのも事実。このためイギリスでは、1998年に内部告発者の保護を目的とした公益開示法が制定され、我が国でも内部告発者保護制度の整備が進み、平成16年6月公益通報者保護法が成立している。内部告発は、「Whistle-blowing」の和訳と言われている。語彙からは、「警告を発する」とか「告発する」などと訳されるそうだが、近年では、「告発」が「裏切り」に近いイメージを伴うことから、直訳的な表現である「警笛鳴らし」と訳す場合もあるらしい。罪を憎んで人を憎まず、という態度の表れということだろうか。

「監査」にも日常業務の中での問題点を探し出し、是正していくことが多いため、ややもすると「粗探し」のような否定的なニュアンスが強くなり、嫌われ者になってしまう。

そんな中でも民間企業では、証取法の改正を受けて、「内部統制」の仕組みづくりが必須となっている。内部統制とは、経営管理システムの管理強化(自己管理)と内部牽制システムである内部監査の強化のことだ。証取法の適用を受ける企業は、上場会社とその関連子会社のみだが、2006年5月に施行された会社法の中でも、大会社には内部統制システムの基本方針を策定することが義務付けられているため、その影響範囲は広い。

いずれにしても、不祥事対策のひとつとして、あるいは経営管理の強化の中で、「監査機能」は、ますます重要な役割を果たしていこう。

さて、地方自治体では、どうだろうか。

府県の環境マネジメントの担当者による共同調査研究会(略称「府県EMS研究会」)では、内部監査の効用に着目し、平成17年度の研究テーマを「内部環境監査のあり方」とし、調査研究を行ってきた。また、内部監査の枠組みを拡げてその質的向上を図るために、他市町村の職員が内部監査に参加する「相互内部監査」も拡がりつつある。長野県内では、飯田市を始め、長野市や上田市などが相互内部監査を実施しており、埼玉県内でも狭山市、所沢市、飯能市、入間市の四市で相互内部監査を実施している。この他、関東、関西、中部の一部地域でも、複数の市町村が集まり、相互内部監査のあり方を模索し、内部監査の質的向上や自己宣言への移行、住民参加型監査などの導入などを検討しており、地方自治体では、内部監査の質的向上が当面の大きな課題として取組まれている。

「ISO14001規格に“内部監査”の項目がなければ、内部監査はやっていない。」という地方自治体も少なくない。先に示した嫌われ者の粗探し(問題発見)的な意味合いが強いのかも知れないが、やらなければならない事務を分担し、それぞれが専門に取り組んでいるのだから、他の職場の職員が専門特化した領域を客観的に監査することは適切ではない、という思いもあるようだ。

確かに「監査機能」を真正面から見れば、適切性や有効性などを客観的に評価し、問題や課題を整理することになるので、粗探しの意味合いが強くなってしまふ。しかし、身内の監査なのだから、客観的に評価するだけでなく、「助言や指導、支援」してはどうか。

「助言・指導・支援」に語弊があるなら、内部監査は、被監査部門と監査員の対話の場とすれば良い。こう言うと「ISO14001規格の要求項目を監査しなくて良いのか」という不安を持つ人もいるかも知れない。ならばEMS推進事務局を監査する際に、規格要求事項の順守状況を監査すれば、監査全体で規格要求事項との適合性も把握したことになる。

多くの地方自治体では、2～3年に一度の人事異動を基本とする組織管理方式を採用しており、専門家の育成というよりもゼネラリストの育成が基本となっているため、そもそも事務執行をより効果的なものとするには、地域住民や事業者だけでなく、専門の知見を持つ外部の有識者と連携し、あるいは意見を聴くことが大切になってくる。特に規模の小さい自治体では要員にも余裕がないので、たったひとりで決定しなければならないことも多々あるだろうし、孤立したり、あるいは独善的になってしまうこともあるかもしれない。そのような自治体では、内部監査の中で被監査部門の話聞き、監査員が意見や助言を述べることは、客観的な評価を行う環境監査だけでなく、被監査部門の仕事を振り返り自省することにもなる。そもそも地方自治体の職員は当該地域住民であることも少なくないし、親族や知人等が地域内で事業を営んでいるかもしれない。これらの身内や関係者のことを思い起こし、地域住民や事業者の立場で助言するのは難しいことではないだろう。

少なくとも各部門での監査は、次のような点に集中し、短時間で簡潔に実施できればいい。

#### 部門監査で重視すべき項目(例示)

##### 環境目標管理

- 設定した環境目標の適切性(当該部門の事務事業特性に適い、地域住民等が納得できるものか)
- 環境目標の達成状況(環境目標は当初計画どおり達成できたのか)
- 環境目標に関わる取組の実施状況(やると決めた取組は実施したのか)

##### 法令順守

- 守るべき環境法令等は、適切に遵守しているのか

##### 緊急事態への備え

- 万が一の事態が発生した場合に、きちんと備えているか
- 万が一の事態が発生しないような日常管理を行っているのか

特に、「環境目標等の設定内容の適切性と、その達成状況」について、監査員が地域住民や事業者の目線で各部門(被監査部門)と話し合うことが重要だ。

各部門は、本来実施すべき施策や事務事業を執行する中で可能な限りの環境配慮行動を環境目標としているので、各部門が設定した環境目標やその達成状況について、EMS推進事務局が是正指導することは、現実的には難しい。EMS推進事務局があれこれ言っても、「本来業務との兼ね合いでそこまでできない」と言われればそれまでだ。しかし、監査員が本来業務の受益者たる地域住民や事業者等の視点で、各部門が取組んでいる環境配慮行動について意見を述べるとなれば、各部門も真剣にならざるを得ないだろう。

各部門が監査員による助言を活かすかどうかは、各部門の考え方ひとつだ。監査の結果を真摯に受け止め、従前どおりの事務事業を執行するのか、環境配慮に心掛けるのかを決めれば良い。全ての成果は、いずれかの機会に地域住民や事業者等の審判を受けることになる。

(知識経営研究所代表 鈴木明彦)

#### お問い合わせ

#### 株式会社 知識経営研究所

〒160-0005 東京都新宿区愛住町 23-2 ベルックス新宿ビル 2F

TEL: 03-5368-5464 FAX: 03-5368-5465

<http://www.kmri.co.jp> e-mail: [info@kmri.co.jp](mailto:info@kmri.co.jp)